

税務相談室

減価償却資産の取得価額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問 次の場合には資産の取得価額はどのようにしますか。

1. 医療器械を700万円で購入し、据付費用として50万円かかりました。
2. 建物付土地を取得し、建物を取り壊し新たに建物を新築した場合。
3. 月賦で医療器械を買った場合。
4. 相続により取得した場合。

回答

1. 減価償却資産の取得価額は、原則として、その取得の態様に応じて、それぞれ次の金額をもって取得価額とすることになっています。

- 1) 購入した減価償却資産・・・次に掲げる金額の合計額
 - ア その資産の購入代価（引取運賃・運送保険料・荷役費・購入手数料・関税その他その資産の購入のために要した費用を含んだ金額をいいます）。
 - イ その資産を事業に使用するために直接要した費用。
- 2) 自分で建設・製作または製造した減価償却資産・・・次に掲げる金額の合計額
 - ア その資産の建設等のために要した原材料費・労務費および経費の額。
 - イ その資産を事業に使用するために直接要した費用の額。

したがって、ご質問の場合の据付費用の50万円は、その器械を事業に使用するために直接必要な費用でありますから、上記1) のイに該当し、購入代価700万円と合計した750万円が取得価額となり、その金額をもとに減価償却費の計算をすることになります。

2. 土地と建物を取得して、その建物を直ちに取り壊したような場合には、その土地と建物の取得は、土地そのものに着目して行われたとみることができます。

そのため、土地をその建物等とともに取得した場合において、取得後おおむね1年以内にその建物等の取壊しに着手するなど、その取得が初めからその建物等を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるようなときは、その建物等の取得に要した取得価額や取り壊しに要した費用は、その土地の取得に要した金額に含めて取り扱うこととされています。

したがって、ご質問の場合の旧建物の取得価額や、取り壊しに要した費用などは、その取得した土地の価額に含まれることとなります。

3. 月賦などの割賦販売契約（延払条件付譲渡契約を含みます）によって購入した固定資産の取得価額には、契約において購入代金と割賦販売分の利息および販売会社など売手側の代金回収のための費用等に相当する金額とが明らかに区分されている場合には、その利息および費用相当額は、取得価額に含めないで必要経費に算入することができることになっています。

したがって、販売会社が月賦代金を、①商品の代価に相当する金額と、②代金回収期間の利息等とに区分して徴収している場合は、②の代金回収期間の利息等は、支払った年の必要経費に算入し、取得価額に含めないことができます。

なお、器械代金が全額支払われていなくても、事業に使用されていれば、まだ支払っていない金額を含めたその器械の総額をもって減価償却費の計算をすることになります。

また、その所有権の移転が終了していない場合にも同様に取り扱われます。

4. 相続によって取得した資産については、被相続人の取得価額がそのまま相続人に引き継がれることになっていますから、減価償却費の計算の基礎となる取得価額や耐用年数なども、被相続人の計算と同じ取得価額や耐用年数を使用することになります。

相続により当該資産を取得するために通常必要と認められる費用を支出しているときには、必要経費に算入された登録免許税や不動産取得税を除き、当該資産の取得費に算入できます。よって、被相続人の取得価額に取得費に算入できる費用を加算して、相続人に引き継がれることとなります。

したがって、被相続人と同じ減価償却の方法を相続人が選択した場合には、従来から被相続人が行っていた償却費の計算方法と全く同じ方法で毎年の減価償却費を計算することになります。もちろん、耐用年数も従前の年数でそのまま計算することになります。